

令和8年度平川市鳥獣誘引果樹等伐採事業費補助金交付要綱

令和8年7月3日制定

(趣旨)

第1条 市は、人の生活圏（住宅地のほか、農地周辺の日常的に人の移動がある範囲）にあるクマを誘引する樹木（以下、「特定誘引木」という。）の伐採を行うことにより、クマによる人身被害の未然防止を図ることを目的として、予算の範囲内において、令和8年度平川市鳥獣誘引果樹等伐採事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表の通りとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、特定誘引木の所有者（所有者から委任を受けた者を含む。）とする。

(補助対象地)

第4条 平川市内住宅地のほか、同市内農地周辺の日常的に人の移動がある範囲にある特定誘引木とする。

(伐採木の種別)

第5条 対象樹種は、クマのエサとなる実を結ぶ樹木とする。ただし、営利目的に植付けされた樹木は、対象としない。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助対象者は、本事業により伐採する樹木が萌芽等により再成長しないよう維持管理し、補助金の目的に従って効果的な伐採を行うこと。また、伐採後の土地には新たな特定誘引木を植えることがないこと。

(補助金の申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度平川市鳥獣誘引果樹等伐採事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類を添えて、令和8年12月25日までに市に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第2号）
- (2) 伐採に係る経費を確認できる書類の写し（領収書等）
- (3) 位置図及び伐採前後の状況が確認できる写真
- (4) 委任状（所有者から委任を受けた者が申請する場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び交付)

第8条 補助対象者から前条に規定する申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めた場合、別表の補助金の額を確定し、申請者に令和8年度平川市鳥獣誘引果樹等伐採事業費補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により通知し、補助金を交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に係る必要な事項については、市長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和8年7月3日から施行する。

別表（第2関係）

補助対象経費	補助金の額
特定誘引木の伐採及び処分に係る委託料（1申請あたり3本を限度とする。） 委託先として次の場合は対象外とする。 （1）3親等以内の親族 （2）補助対象者同士の相対委託	補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（1申請あたり3本を限度内の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、樹木1本当たり30,000円を限度とする。

備考

- 1 補助金の交付は、当該年度において同一の者につき1回に限るものとする。
- 2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。
- 3 国、他の地方公共団体等から補助を受けている経費は、補助対象経費から除くものとする。